

【県条例関係】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）について

介護保険法等の一部改正に伴い、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行すること等のため、次のとおり改正する。

- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
所要の規定の整備
- 2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 指定訪問介護事業者が第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における当該事業所の人員に関する基準及び設備に関する基準の特例を設ける。（第6条及び第8条関係）
 - (2) 指定訪問リハビリテーション事業者及び指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、当該利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。（第85条及び第140条関係）
 - (3) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合における訪問リハビリテーション計画の作成及び指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合における通所リハビリテーション計画の作成に係る特例を設ける。（第86条及び第141条関係）
 - (4) 指定通所介護事業者が第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における当該事業所の人員に関する基準及び設備に関する基準の特例を設ける。（第100条及び第102条関係）
 - (5) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を、当該サービスの提供の開始前に、知事に届け出るものとする。（第102条関係）
 - (6) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の状況及びその家族等の事情により、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、当該事業所の利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。（第165条関係）
 - (7) 養護老人ホームについて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業として行うものに限らず、指定特定施設入居者生活介護の事業を行うことができるものとする。（第217条関係）

3 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例関係

- (1) 介護予防訪問介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準に係る規定を削除する。(第5条～第47条関係)
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合における介護予防訪問リハビリテーション計画の作成及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合における介護予防通所リハビリテーション計画の作成に係る特例を設ける。(第87条及び第126条関係)
- (3) 介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準に係る規定を削除する。(第97条～第116条関係)
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の状況又はその家族等の事情により、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、当該事業所の利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。(第140条関係)

4 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係
所要の規定の整備

5 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例関係

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の提出を求めることとすることとしました。
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員等により構成される会議から介護保険法第115条の48第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこととする。(以上第16条関係)

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。